

|        |          |
|--------|----------|
| 教育委員会名 | 松戸市教育委員会 |
|--------|----------|

## I 概要

本市では、平成23年より医療的ケアの必要な児童に対し看護師の配置を行っている。平成29年度は、小中学校合わせて5校に7名の医療的ケア児が在籍しており、9名の看護師を配置した。千葉県内でも医療的ケア児の多い地域であると考えられる。

本市では、各学校で主治医からの指示書をもとに校内医療的ケア運営委員会を開催している。1年間の計画や、行事、運動会、水泳指導等の参加の仕方、入院による状況の変化等に必要に応じて校内で運営委員会を何度も開催し児童生徒の安心・安全を重視した医療的ケアを実施しているが、ガイドラインのない中、指示書と看護師の判断だけで医療的ケアを行っていくには課題がある。そこで、本事業を活用し医療的ケア実施体制を構築するために①医療的ケア専門医による巡回指導②医療関係者との連携による医療的ケア運営協議会の開催③公立学校に対応した医療的ケアガイドラインの作成に取り組んだ。

### 1 選択したテーマ

| 選択したテーマ   | 取組項目   |
|---|--|
| ①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究               | (イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究 |
| ②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等の策定による研究 | (ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究         |
| ③地域や学校の施設・設備の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究                               | (ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携に関する研究                    |

### 2 研究の概要

|   |
|---|
| <p>本市では、平成23年度より医療的ケアの必要な児童の小学校入学にあわせ看護師を配置し医療的ケアを行っている。平成29年度は、市内小中学校5校に7名の医療的ケア児が在籍し、9名の看護師を配置した。千葉県内でも医療的ケアの必要な児童生徒が多い地域であると考えられる。</p> <p>各学校とも、年度初め主治医からの指示書をもとに校内医療的ケア運営委員会を開催し、児童生徒の医療的ケアの確認をしている。しかし、医師による巡回等の指導助言はなく、学校と看護師だけで医療的ケアを行っているため、医療的ケア専門医による巡回指導を行うことで安心・安全な医療的ケアを行いたい。また現在は、千葉県立支援学校における医療的ケアガイドラインを参考に実施しているが、公立小中学校では適応できない部分もあり、公立小中学校で医療的ケアを行っていくためには、公立小中学校の医療的ケアガイドラインの作成は必須となっている。</p> |
|---|

日々の学校生活の中で様々な児童生徒の状況に対し、指示書と看護師の判断だけでは難しい場面も多くあり、学校における医療的ケア実施体制を構築することは、急務である。そのため、医療関係者との連携を図りながら、「松戸市医療的ケア運営協議会」を立ち上げ、医療的ケア実施体制の構築を図りたい。

### 3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

看護師は、主治医からの指示書に従って医療的ケアを行っているが、児童生徒の体調に合わせたケア、学校行事への参加のさせ方など学校生活の中で看護師が判断しなくてはならない場面が多く、看護師からは不安の声も出てきている。

そこで、より安心・安全な医療的ケアを行うためには、学校、看護師だけで行っていた医療的ケアから、医療を巻き込んだ医療的ケアの体制作りが必要だと考えた。

医療的ケア実施体制を構築するために、①医療的ケア専門医による巡回指導②医療機関との連携による運営協議会の開催③公立小中学校版の医療的ケアガイドラインの作成を行っていききたい。

(モデル校の選定理由)

本市内5校に看護師を配置しており、2名の看護師が交代で勤務している学校もある。しかし、交代勤務のため日常的な情報共有の時間が取れないのが現状である。また、看護師が1人で勤務している学校もあり、松戸市内の看護師が年2回集まって研修会を行っている。9名の看護師が集まり情報交換をすることで、手技の工夫や、ヒヤリハットの事例紹介、保護者対応の工夫等公立小中学校ならではの課題も見えてくる。そこで、モデル校が同じような体制で医療的ケアを実施するために看護師から見える課題を検証し、体制作りを生かすため、市内5校をモデル校として市内全体の体制整備を行っていききたい。

(事業の目標)

- ・校内支援体制の充実
- ・市内医療的ケア体制の構築
- ・医療的ケアガイドラインの作成
- ・学校・医療機関との連携

(研究仮説)

- ・医療的ケア専門医が巡回し指導助言することで、より安全な医療的ケアが行えるだろう。
- ・医療的ケア実施体制の構築を行うことで医療機関等との連携が深まり、医療的ケアに対する理解が深まり、安定した医療的ケアが行えるだろう。
- ・医療的ケアガイドラインを作成することで、保護者の理解も深まり、医療的ケアが学校、保護者、児童、看護師が協力して医療的ケアを行えるだろう。

①教育委員会としての取組

- ・医療的ケア指導医を任命し、巡回指導を行えるシステム作りをする。
- ・松戸市で行っている「医療的ケア児支援のための連携推進会議」を活用した「松戸市医療的ケア運営協議会」を開催し、情報共有、医療的ケアの現状把握等を行いながら連携できる体制を整える。
- ・「松戸市医療的ケア運営協議会」の協力・助言を受けながら、「松戸市版医療的ケアガイドライン」を作成する。
- ・モデル校の教員・看護師に対し高度な医療的ケアを実施することに対する意識調査を行う。

## ②モデル校における取組

- ・医療的ケア指導医による巡回指導を学期に1回行うことで、指示書の確認、手技の確認、判断に迷った事例を報告からの助言を仰ぎ安全な医療的ケアの実施を行えるようにする。
- ・「松戸市医療的ケア運営協議会」を開催し、医師会、学校医、特別支援学校、看護師教会等関係機関による学校視察、整備・設備の検討、それぞれの機関でできることを話し合うことで、実施体制を構築する。
- ・「松戸市版医療的ケアガイドライン」を運営協議会のメンバーと協議しながら作成することで、安定した医療的ケアが行えるようにする。
- ・意識調査を行うことで、医療的ケアに対する意識を高め、意識調査の結果を考察することで、保護者と看護師・教員等が連携できる体制作りをする。

(評価の観点及び評価の方法)

### ①医療的ケア巡回指導医による巡回指導の実施

- ・巡回指導のシステムを構築できたか。(実施回数と意識調査)
- ・巡回指導により、看護師の手技、児童生徒への対応に変化はあったか。(意識調査)
- ・巡回指導により、保護者との連携が深まったか。(意識調査)
- ・安全な医療的ケアの実施、看護師の不安の解消。(意識調査)

### ②「松戸市医療的ケア運営協議会」の開催

- ・学校視察を行うことで、医療的ケアの現状把握ができたか。(実施回数と意識調査)
- ・協議会での指導助言により、医療的ケアを実施する環境整備・設備が整ったか。(意識調査)

- ・医療的ケア関係機関との連携作りができたか。(意識調査)

### ③「松戸市版医療的ケアガイドライン」の作成

- ・「松戸市版医療的ケアガイドライン」が作成できたか。(ガイドラインの作成)
- ・ガイドラインを作成したことで、保護者との連携が深まったか。(意識調査)

## 4 事業を通じて得られた主な成果

本事業の成果として大きなものは、医療的ケア専門医による巡回指導である。学期に1回5校の小中学校の巡回指導が実施できた。今まで学校と看護師だけで主治医の指示書のもと行っていた医療的ケアが、巡回指導医が学校現場に入ることで、医療と学校が連携した医療的ケアを行えるようになり、学校の医療的ケアに対する不安が大きく改善した。さらに、巡回指導医による助言により医療的ケア児の病気への理解、今後の方向性などが見えてきた。学校という環境の中で医療的ケアを行う上で主治医からの指示書をどのように実施していけばいいのか、どのように工夫しなければならないか、緊急時どのような対応をしたらいいかなど日常の中で看護師が抱えている疑問、不安を巡回指導医による指導助言により解決できた。これにより看護師の不安、負担が大きく減った。さらに、主治医との連携の仕方、保護者への説明の仕方などの助言もいただき、学校現場だけで行ってきた医療的ケアに医療が加わることで広がりがでてきた。

医療的ケア運営協議会を開催することで学校医、医療関係者が集まり、学校視察を行った。本市での医療的ケアの現状を知っていただくことができ、学校医や医療、関係機関の意識が高まった。また、医療的ケア実施体制の構築に向けて、それぞれの立場でできることを共有することで今後の連携も図れると考える。

「松戸市版医療的ケアガイドライン」の作成には、医療、関係機関にも意見、助言をいただいた。医療的ケアガイドラインの作成により運用システムを構築することができた。さらに、ガイドラインができたことで「医療的ケア」が明確になり、保護者の理解も深まった。

## 5 課題と今後の方策

本事業に取り組むことで、教育現場に医療が入る形を構築することができた。しかし、医療的ケア児が在籍するすべての学校に看護師を配置することは難しく、65校の小中学校をかかえる本市として「医療的ケア」のステーション化を視野に入れた取り組みをしていきたい。そのためには、医療と学校をどうつなぐか、学校と学校をどうつなぐか更なる連携を模索していきたい。

その一つとして医療と学校をつなぐ「ほっとライン」の設置である。看護師が緊急時に医療機関と連携をとれる「ほっとらいん」の設置は巡回指導医からも提案されている。来年度運用できるよう検討していきたいと考えている。

二つめは学校と学校をつなぐ「医療的ケアマニュアル」の作成である。各学校で起こったヒヤリハットや緊急時の対応を掲載した「医療的ケアマニュアル」を作成することで学校と学校をつなぎたい。さらに、公立学校ならではの「医療的ケア教育」や自立に向けた支援なども載せてマニュアルを作成することで、公立小中学校ならではの「医療的ケアマニュアル」の作成に取り組む。

三つめは、学校、医療、関係機関をつなぐ運営協議会の充実である。指示書の提供による医療的ケア児の情報共有の場として、学校医と巡回指導医の情報共有の場として、関係機関との連携を深める場として、深まった協議会の運営に取り組んでいきたい。